公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示第４号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更したので、次のとおり公示する。

令和８年11月５日　　独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　木内　岳志

変更前　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目２番２号　名古屋農林総合庁舎２号館
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内

変更後　愛知県名古屋市千種区四谷通三丁目６番２号
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年11月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県成田市吉岡から 千葉県香取郡多古町喜多まで	新設工事	令和８年11月６日
東関東自動車道水戸線 大栄ジャンクション	千葉県成田市吉岡	改築工事	令和８年11月６日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月５日　　岡山県教育委員会

１　失効した免許状
氏名　片岡竜太郎、本籍地　岡山県
免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
小学校教諭一種免許状、平24小一第96号、
平成25年３月16日、岡山県教育委員会

２　失効年月日　令和８年９月29日

３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の身長169㎝、中肉、50～60歳代の男性

上記の者は、令和８年８月14日午後０時27分頃神戸市中央区神戸空港３番北東角から東方へ沖合1050m、神戸市中央区神戸空港１番神戸空港東側Ｅ２誘導灯から北方へ沖合650ｍの海上で発見されました。死亡日時は令和８年８月10日頃と推定。

身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりのある方は当区役所保健福祉課まで申し出てください。

令和８年11月５日

兵庫県　　神戸市中央区長　小林令伊子

特定空家等の除去命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和８年11月５日

五所川原市長　佐々木孝昌

１　対象となる特定空家等の概要
所在地　　五所川原市大字飯詰字白旗133
家屋番号　133番
用途　　居宅
構造　　木造
延床面積　69.30平米

２　所有者等に命じる必要な措置の内容
１の特定空家等を除却するとともに、建築物の内部及びその敷地内に残置されている動産等について、これを搬出し適切に処理すること。

３　所有者等に命じる理由
１の特定空家等は、柱の傾斜や構造上主要な部分（土台、柱、はり等）の著しい腐朽・破損・変形、外壁仕上げ材の剥落・腐朽・破損等が確認され、今後さらなる倒壊や破損部材の飛散等により、周囲に人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

４　措置の期限
令和８年12月４日

５　五所川原市長による措置
五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

６　動産の取扱い
五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存ずる動産等を撤去・処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、４の措置の期限の前日までに運び出すこと。

７　五所川原市役所の掲示場への掲示
本公告の内容については、青森県五所川原市字布屋町41番地１の五所川原市役所の掲示場および五所川原市ホームページにおいて掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第 208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年11月５日

福岡県知事　服部誠太郎

記

農事組合法人上吉田共同畜産組合
福岡県田川市大字夏吉1468番地
農事組合法人椎田干拓組合
福岡県築上郡築上町大字湊1355番地
農事組合法人芥屋花き組合
福岡県糸島市志摩芥屋１番地の１
農事組合法人前田牧場
福岡県北九州市小倉南区大字新道寺3090番地
農事組合法人山田有機農業センター
福岡県嘉麻市熊ヶ畑1947番地の２
農事組合法人竹原営農
福岡県宮若市竹原506番地１
農事組合法人赤村花卉生産営農組合
福岡県田川郡赤村大字赤909番地１
農事組合法人ＫＭＤ山川
福岡県みやま市山川町尾野1439番地２
農事組合法人うえき
福岡県直方市大字植木2425番地１
農事組合法人下岩丸
福岡県築上郡築上町大字岩丸2190番地１
農事組合法人長峰
福岡県八女市宅間田571番地１
農事組合法人大富の里
福岡県豊前市大字鳥越208番地
農事組合法人アグリ宮若
福岡県宮若市小伏1397
農事組合法人ネクストファーマーズ
福岡県朝倉郡筑前町三並1472番地１
農事組合法人はやぶさ小牧
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧1139番地１
農事組合法人九州グリーンファーム
福岡県糸島市飯原1000番地
農事組合法人横山酪農組合
福岡県宗像市山田1802番地２